青年成農業が食金のご案内

新規就農の促進を目的に、就農前の研修期間と経営が安定していない就農直後の所得確保を図るために給付する「青年就農給付金」の概要についてお知らせします。

≪準備型≫

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修中に給付金を年間150万円、最長2年間給付するものです。

実施主体	公益財団法人 北海道農業公社(書類は、札幌市を経由して提出します。)
主な要件	①原則として就農予定時の年齢が45歳未満で、農業経営者になることに強い意欲を有していること ②独立・自営就農か雇用就農、または親元での就農を目指すこと ※親元就農を目指す方については、就農後5年以内に経営を継承すること ③道立農業大学校や道が認める先進農家等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること ④農林水産省が運営する青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること ※1 研修先の先進農家等は、3親等以内の親族である場合や過去及び現在雇用契約を締結している場合は対象になりません ※2 生活保護、求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複受給することはできません
返還となる場合	○適切な研修を行っていない場合 ○研修終了後、1年以内に就農しなかった場合 ○給付期間の1.5倍の期間(最低2年間)、就農を継続しない場合 ○親元就農の方については、研修終了後5年以内に経営を継承しなかった場合

≪経営開始型≫

経営を始めたばかりの新規就農者の経営が軌道に乗るまでの時期に給付金を年間150万円、最長5年間給付するものです。

実施主体	札幌市
主な要件	①原則として45歳未満で独立・自営就農をすること ②農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること) ③独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な経営開始計画を提出すること ④農林水産省が運営する青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること ※1 親元就農の方については、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合であって、新たな作物の導入や経営の多角化を行うなど新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められることが必要です ※2 生活保護、求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複受給することはできません
給付停止となる場合	○給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合 ○経営開始計画を実行するための適切な就農を行っていない場合
返還となる場合	○農地の過半を親族から貸借している場合に、親族から貸借している農地を5年間の 給付期間中に所有権移転しなかった場合

- ※上記の他にも、要件・返還規定などについては、個別に確認が必要なため、詳しくは、下記問い合わせ先ま でご相談ください。
- ※また要件等の詳細については、農林水産省HPをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

問い合わせ先

札幌市農政部企画担当課

Tel.211-2406